

## 免責事項

1. 事前に当社からのクリーニング作業工程で生じる損傷等のリスクに関する説明を許諾されていた場合
2. 当社およびその委託する者による調査にご協力いただけない場合
3. 当社から指定された損害補償に関する合意書を、3ヵ月経過してもご送付いただけない場合
4. 付属品については、損傷、紛失等が生じた場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、補償には応じられません。
5. お客様の主観的価値判断に基づく請求の場合（風合いの変化、型崩れ、形見、記念品等）
6. ご依頼品毀損に起因する2次的損害の場合
7. 当社に責が認められない場合（当サービスご利用前の他のクリーニング店による過失、お客様の使用による破損・欠落等や、お客様のクリーニング引取り後の保管中による損傷等）
8. お届け先、お届け日の間違い、納期遅れ等が発生した場合でも、当社の故意または重大な過失による場合を除き、補償はいたしかねます。
9. 傷、綻び、小さな穴等はクリーニング中に拡大してしまう場合がございます。お客様にてしっかりと点検および確認をしてお出しください。当社の検品時に見つかり、クリーニング事故に繋がることが予見される場合、工程途中におきましても返却させていただく場合があります。なお、返却となりましたご依頼品の保管状態に関しましては、責任を負いかねます。また、当社の検品時に明らかに各種事故に繋がることが予見できる場合を除き、クリーニングを進めさせていただきます。なお、この際クリーニングにより状態の悪化があった場合でも責任を負いかねます。
10. クリーニングによりボタン、装飾品等が破損した場合、類似するボタン・装飾品への交換等の対応はいたしません。また、責任も負いかねます。
11. 取り外し可能な装飾品につきましては、お客様にてお外しいただいてからご依頼ください。接着式のもの等、装飾品におきましては洗えない場合が数多くあります。ご依頼品に付いている品質表示タグでは「洗濯可」となっている場合でも、これらのものに対しての表示ではない場合も非常に多くなっています。よって、これらの紛失および欠損等につきましては補償対象外となります。
12. お客様のご指示により、洗濯表示に従わないクリーニングを施すことで製品に不具合が起こった場合、当社では責任を負いかねます。
13. 主観的価値である無形的損害賠償や精神的慰謝料には応じられません。
14. 集荷および配送は、当社指定の配送会社が行います。集荷および配送に関しては、お客様と当社指定の配送会社との間に直接の契約が締結されることとなります。そのため集荷および配送に関連してお客様が被った損害について責任を負わないものとします。
15. 台風・地震・噴火・洪水・津波等の自然災害に起因する事故については、賠償範囲にはなりません。

16. 戦争、外国の武力行使、革命、暴動、労働争議、デモ、その他不可抗力に起因する事故については、賠償範囲になりません。
17. お客様の使用中に付いたシミによっては、クリーニングをしても除去できないシミがあります。これらは再処理または補償の対象外とさせていただきます。
18. シミの種類によっては、クリーニング後に黄変や白化する等表面に浮き出てくる場合があります。これらは再仕上げまたは補償の対象外とさせていただきます。
19. 使用中の日焼けやスレ等による色落ちがクリーニング後に表面の汚れが除去されることで鮮明に表れる場合があります。これらは再仕上げまたは補償の対象外とさせていただきます。

## 反社会的勢力の排除

当社は、お客様に対し、次の事項に該当し、かつ各号を遵守することを表明、保証、誓約し、お客様にも、本規約をもって次の事項に該当し、かつ各号を遵守することを表明、保証、誓約させていただきます。

1. 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体またはその構成員)でないこと。
2. 主要な出資者、役職員または実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
3. 反社会的勢力を利用しないこと。
4. 反社会的勢力に財産的利益または便宜を供与しないこと。
5. 役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
6. 自らまたは第三者を利用して次の行為を行わないこと。
  1. 暴力的な要求行為
  2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  3. 取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  5. その他これらに準ずる行為

## 反社会的勢力であった場合の契約解除

お客様および当社は、相手方が前項に違反した場合、直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除できるものとします。この契約解除は、損害賠償の請求を妨げるものではありません。なお、契約解除を行った当事者は、解除によって相手方に生じた損害につき、賠償する責に任ずるものではありません。